

商工会議所の会費について

- 会費は1口4,000円です。
- ご加入できる口数に上限はありませんが、最低口数として、法人は3口以上、個人事業の方には2口以上の加入をお願いしております。下記の「(A) 従業員数に応じた口数」+「(B) 資本金に応じた口数」を目安にご検討ください。
- 会費は年会費となります。分割でのお支払いはできません。
- 会費口数に応じて、商工会議所の議員選挙(3年に1度)の際に投票券が与えられます。(上限50票、地域外の一部会員には付与されません)

(A) 従業員数に応じた口数			
商 業		工 業	
1～9人	2口以上	1～19人	2口以上
10人以上	3口以上	20人以上	3口以上
20人以上	5口以上	50人以上	5口以上
30人以上	10口以上	100人以上	10口以上
以後、10人増すごとに 1口加算		以後、50人増すごとに 5口加算	

- ※ (A) は家族従業員を含みます。
- ※ (B) は法人のみを対象とします。

(B) 資本金に応じた口数	
商工業共通	
300万円未満	2口以上
300万円以上	3口以上
1,000万円以上	5口以上
2,000万円以上	10口以上
5,000万円以上	15口以上
1億円以上	20口以上
以後、1億円を増すごとに 10口加算	

- (例1) 従業員20人、資本金1,000万円、工業の法人 (A) 3口+(B) 5口 = 8口以上
 (例2) 家族従業員1名、商業の個人事業主 (A) 2口+(B) 不要 = 2口以上

- 会費のお支払い方法は、加入初年度については、申込み時に現金または納付書払いになります。次年度からは以下の方法となります

- 納付書払い (5月: 納付書を送付いたします。銀行の窓口にてお支払下さい)
- 口座振替 (5月: 指定口座からの引き落としとなります)

- ※ 引き落とし金融機関: 岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、盛岡信用金庫
- ※ 口座振替を希望しない場合、自動的に納付書払いとなります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問合せください。

お 問 合 せ 先	盛岡商工会議所 本 所	TEL.019-624-5880
	都南支所	TEL.019-638-3399
	玉山支所	TEL.019-682-0127
URL: http://www.ccimorioka.or.jp		